

いきてゆくフェス企画運営・広報業務委託契約における優先交渉権者選定にかかる企画 提案募集要領

1. 事業目的

高齢者の社会参加と多世代交流を促進し、介護予防や重度化防止を図るとともに、福祉・介護分野の魅力を発信し、介護の人材確保と地域活性化を推進する。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 : いきてゆくフェス企画運営・広報業務
- (2) 業務内容 : 別紙1『業務委託仕様書』参照
- (3) 業務期間 : 契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 業務委託料 : 6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限金額とする。

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。

また、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

なお、本プロポーザルについては、共同企業体（JV）による参加は認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。」
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 市区町村税（本店所在地及び支店、営業所等が豊中市に存する場合に限る。）消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続

開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかつた者とみなす。

(9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。

4. 日程

項 目	期 限
説明会	令和8年（2026年）1月16日（金）午前10時00分～11時00分 場所：豊中市役所第二庁舎5階第1会議室
質問の受付（電子メールのみ）	令和8年（2026年）1月20日（火）午後5時まで
質問の回答	令和8年（2026年）1月22日（木）メールにて送信 ※質問に対する回答は全ての参加申込者宛てに電子メールで一括回答するとともに、市ホームページで公表する。
企画提案書等の提出	令和8年（2026年）2月9日（月）午後5時まで（必着） ※提出書類の分割提出は認めない。また、提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
第1次審査 (書類審査)	令和8年（2026年）2月12日（木）予定 ※応募事業者が4社以上あった場合のみ実施する。
第2次審査 (プレゼンテーション)	令和8年（2026年）2月18日（水）午前中 場所：豊中市役所第二庁舎3階大会議室西側 ※日程・時間・実施方法は、応募書類受付確認後、または、第1次審査終了後通知する。
審査結果の通知	令和8年（2026年）2月27日（金）発送予定
委託契約の締結予定日	令和8年（2026年）3月中

※1 事業者名、担当者名を明記のうえ、様式自由

5. 提案書類等の提出

参加申込書提出者で本案件の提案を行おうとするもの（以下「提案者」という。）は、次のとおり本案件に関する「提案書等」を提出すること。

(1) 提出期限：令和8年（2026年）2月9日（月）午後5時まで（郵送等の場合も必着）

(2) 提出方法：

①事務局あてに持参（土日及び時間外は受け付けない。）又は送付（郵送、宅配便等）による。持参により提出する以外の場合にあっては、事務局に対し、提出書類の到達について確認すること。
②提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。

③提出書類に不備等が発見された場合は補正を求めることがある。

④提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

⑤提出書類の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出書類の種類及び作成要領

- ・下表のとおりとし、「参加申込書（様式1号）」以外は、すべて正本1部、副本7部とする。
- ・提出書類の規格は、A4版方とじ・横がき・片面とする。
- ・文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。

提出書類	部数	留意事項
参加申込書 (様式1)	1部	<ul style="list-style-type: none">・正本1部。
業務経歴書 (様式2)	8部	<ul style="list-style-type: none">・本市または他自治体において業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。なお、イベントにかかる広報企画運営業務を中心に記載すること。（民間企業等の受託・完了実績を記載することも差し支えない。）・業務場所は、都道府県名及び市町村名を記入すること。・業務期間は、委託契約締結日から業務完了日までの期間とする。
業務実施体制調書 (様式3)	8部	<ul style="list-style-type: none">・本業務の実施の取組み体制及び特徴を記入すること。・役割の欄には本委託業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。・主な勤務場所は都道府県を記入すること。・業務実施組織図は企画提案提出時の組織図を記入すること。また、図中に本業務を受託した場合の担当窓口を記入すること。
統括責任者及び担当者の業務実績調書 (様式4)	8部	<ul style="list-style-type: none">・本市または他自治体において業務を受託し、完了した実績を中心に記載すること。なお、イベントにかかる企画運営・広報業務を中心に記載すること。（民間企業等の受託・完了実績を記載することも差し支えない。）・専門分野は、本業務に関して担当・研究する活動分野を記入すること。・参画した主要業務の概要と担当した分野は、過去に参画した業務と担当した業務を中心に記入すること。
企画提案書 (A4判様式任意 表紙含めて20枚以内)	8部	<ul style="list-style-type: none">・企画提案は1者1案とする。・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入するものとする。 (記入例) 「いきてゆくフェス企画運営・広報業務」 提案書 ○○ (法人名等)・企画提案書には、下記の提案内容を含めて提案することとする。 (1) イベント企画のコンセプト 事業の趣旨と目的を踏まえ、イベント全体のコンセプトを設定し、高齢者を含む幅広い世代が参加しやすく、多世代交流や地域連携を促進できる企画内容を提案すること。 (2) 委員会運営・調整体制 オープンミーティング・企画会議・実行委員会・ボランティアスタッフ説明会の開催計画を示すとともに人員確保の仕組みや関係機関との調整方法を記載すること。 (3) 効果的な広報戦略

		<p>イベントの目的やターゲットに即したデザイン案を提示し、属性別の広報戦略、SNS・デジタル媒体の効果的な活用方法、独自の広報施策を総合的に提案すること。</p> <p>(4) イベント運営体制と安全管理 イベント運営に係る準備体制や安全対策を講じた運営人員管理体制、並びに業務の進捗や成果を総括的に管理できる体制について、具体的な方法を提案すること</p>
見積書及び内訳明細書 (A4判様式任意)	8部	<ul style="list-style-type: none"> 見積書には必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「いきてゆくフェス企画運営・広報業務」と明記すること。
公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無(様式5)	8部	<ul style="list-style-type: none"> 該当する項目にチェックを入れて提出すること。

(4) 参考 (過去4回のイベント概要)

①いきてゆくフェスの概要

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/tyoujyu-fair/index.html

②本年度のイベント検討スケジュール案(別添)

上記のほか、当日説明会に過去のイベント概要資料一式を参考にお渡しいたします。

(5) 提出先: 豊中市 福祉部 長寿社会政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(豊中市役所第二庁舎3階)

電話 06-6858-2837(直通) FAX 06-6858-3146

E-mail chouju@city.toyonaka.osaka.jp

6. 審査方法

- 審査は、豊中市職員で構成する審査委員会の委員による合議で行う。
- 応募事業者が4社以上あった場合のみ、事前に第1次審査(書類審査)を行い、審査の対象業者を3社に絞る。その後、提案書に基づく第2次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を契約予定者とする。第2次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても契約予定者としない。
- 受託候補者と契約に至らなかった場合は次点の提案者を受託候補者とすることがある。

(1) 審査

【第一次審査(書類審査)】

- 日程: 令和8年(2026年)2月12日(木)予定
- 応募者が4者以上の場合は、第一次審査を行い、第一次審査通過者に対して、第二次審査を行う。応募者が3者以下の場合はすべての応募者に対して第二次審査を行う。
- 第一次審査通過者には、その旨と第二次審査の案内、その他の応募者には選定外となった旨の通知を連絡する。

【第二次審査(プレゼンテーション)】

- 日 時: 令和8年(2026年)2月18日(水)午前中を予定

※日程、時間、場所等の詳細は、提案者全てに別途連絡する。

- ② 発表時間等：25 分程度
 - (1 提案者につき 15 分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答 10 分程度とする)
- ③ 資 料：機材持込み可とする。(追加資料は認めない。)
- ④ プrezentationを行う者：本業務に携わる担当者とする。
- ⑤ そ の 他：当日の出席者は 1 提案者あたり 3 名以内 (プレゼンテーションを行う者を含む) とする。

(2) 審査項目及び配点

評価項目	配点	評価内容
1. 業務経歴・業務実施体制	10 点	(1) 事業者の業務経歴 (2) 業務実施体制
2. 企画力・実現性	20 点	(1) 事業目的の反映 (2) 地域・関連イベントとの連携 (3) 実現性の確保
3. 委員会運営・関係者調整	30 点	(1) 委員会運営体制 (2) 人員確保と募集方法 (3) 関係機関との調整力
4. 広報力	20 点	(1) 広報企画力 (2) 広報戦略 (3) SNS・デジタル媒体活用 (4) 独自提案
5. 運営力	15 点	(1) 準備・設営・資機材対応 (2) 運営人員管理・安全管理 (3) 総括管理
6. 見積金額	5 点	提案額に根拠があり、業務担当者の人件費等は適当か。
7. 処分歴等	内容に応じて減点	処分歴等についての評価
8. いきてゆくフェスの主催・協力団体	▲2 点	「いきてゆくフェス」の主催または協力団体としての参画実績の有無
9. 総合計点が同点の場合		「3. 委員会運営・関係者調整」を重視し、委員協議のうえ優先交渉権者を選定
合計	100 点	

(3) 結果通知

審査結果は、全ての提案者に対して、令和8年（2026年）2月27日（金）以降に文書で通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、契約予定者の通知をもって本業務の委託を約するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、「(3)結果通知」後、市のホームページ等において公表する。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・契約締結日までの間に、「3. 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・一団体で複数の提案をしたとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めるなど、審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約

- ① 契約予定者となった者は、令和8年（2026年）3月中の契約締結を目指しに、豊中市と契約手続きを行う。
- ② 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③ 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則13号）に基づき、契約保証金の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、同規則に掲げる有価証券のほか、市が確実と認める金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証契約の締結を行った場合又は同規則第110条第1項第3号に基づき契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除する。

9. 留意事項

- ① 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案者の負担とする。
- ② 審査委員会の構成員、提案者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 企画提案書の提出前または提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書で豊中市長に通知すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. その他

この募集要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

11. 事務局（問合せ先）

豊中市 福祉部 長寿社会政策課 計画推進係 担当：東山

住 所：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎3階）

電 話：06-6858-2837（直通） F A X : 06-6858-3146
E-mail : chouju@city.toyonaka.osaka.jp

●イベント全体スケジュール案

※スケジュールは現時点での案